

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 社長専用的高级外車はぜいたく品？

Q：当社は、寿司店を営んでいます。社長車として高級外車を購入しようと思うのですが、このような高級外車はぜいたく品として、税務上否認されますか。

A：会社の事業用として使用するもの以外は、否認されます。

#### 【解説】

会社とは、利益を追求する集合体ですから、会社が取得する資産はその会社の事業の用に供するものでなければなりません。購入する資産が、単に高級外車であるという理由だけで否認されることはありません。

ただし、その取得した資産を事業の用に供せず、社長の私用のためだけに使用したり、社長の個人的趣味で購入するというような場合は、税務上問題になります。

ご質問の場合、寿司店を営んでいるとのことですから、会社の事業用の車としては出前の配達用が考えられます。しかし、高級外車で出前をすることは一般的に考えられませんし、仕入れに使用することも一般的ではありません。会社の資産とするためには、その高級外車をどのように使用しているのかをはっきりしておく必要があります。

会社がその高級外車を必要とする合理的な理由もなく、社長の単なる趣味で購入したと認められるような場合や、社長が休日に家族でドライブするために利用している実態にある場合には、社長に対する賞与として認定されることになります。

